

1995年（平成7年）に発生した阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の大半は建物などの倒壊による圧迫死・窒息死によるものとされています。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震でも被害拡大の一因と指摘されているのが木造住宅の低い耐震化率とされています。



じゃがいもずきん「ききぼう」くん

全国平均では9割近くの住宅で耐震化が進んでいて、中標津町では8割以上の住宅で耐震化が進んでいます。

特に、昭和56年以前の旧耐震基準による建物は地震に弱いとされており、耐震診断を受け必要な工事を行きましょう。

令和7年度中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付制度

令和6年度より「除却工事」が補助対象事業に追加されています

中標津町では、地震などによる住宅の倒壊を防止し、その安全性の向上を図るために、「耐震診断」や「耐震改修」「除却工事」などを行う住宅の所有者に対して、その事業に要する費用の一部を補助する制度を設けています。

■補助の対象となる事業

*耐震診断

現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを建築士に判定してもらう。

*補強設計

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と判定された場合に補強方法を設計してもらう。

*耐震改修

策定された補強計画に基づき、耐震改修（補強）工事を行う。

*除却工事

耐震診断の結果「倒壊する危険性が高いものについて、住宅をすべて解体し除去する工事」を行う。

■補助の主な要件

次のいずれにも該当する中標津町内にある既存住宅が対象となります。

- *中標津町内に住所を有し、町税等を完納している申請者自らが居住している既存住宅
- *昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- *耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅

■補助限度額（1戸あたり）

対象事業	補助対象経費	補助金交付額（最大）
耐震診断	耐震診断に要する経費	8万9千円
補強設計	補強設計に要する経費	10万円
耐震改修	耐震改修（除却）工事に要する経費	70万円
除却（解体）工事		

■申請方法

必要な書類や図面を添えて、所定の申請書に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

*補助金を受けるには、着手する前に申請が必要です。まずはご相談ください。

■申請受付期間

令和7年9月12日（金）まで

■その他

*期間内であっても予算枠に達した場合は申請受付を終了します。

*申請から補助金交付までを同じ年度内に行なっていただきます。

戸建て木造住宅を無料で耐震診断します

根室振興局では、戸建て木造住宅の無料耐震診断を実施していますので、ご自宅の耐震診断に活用してください。

なお、耐震診断申込書はウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXにて窓口あてに送付してください。



【窓口、問い合わせ先】
根室振興局建設指導課

☎0153-23-6832 ☎0153-23-6217

北海道 無料耐震診断

🔍 検索

60歳以上の方のためのリフォーム融資があります

住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度 （耐震補強工事・部分的バリアフリー工事・ヒートショック対策工事）

- ・全期間固定金利
- ・1,500万円まで融資可能
- ・毎月の返済は利息のみ
- ・元金はお亡くなりになったときの一括返済
- ・公的年金収入のみでも申込可能
- ・高齢者住宅財団が連帯保証（保証なしコースもあります）

【問い合わせ先】

住宅金融支援機構

☎0120-0860-35（通話無料）

営業時間：9時～17時（祝日、年末年始を除く）

詳しくは、総務課 防災係（直通 ☎74-0768）まで。